

お客さま各位

スーパーアルカ「北洋銀行カードローン契約規定」の改定について

2026年7月1日（水）より、スーパーアルカ「北洋銀行カードローン契約規定」を下記のとおり改定いたします。なお、変更にあたってのお客さまの手続きは不要です。

記

1. 改定する規定

スーパーアルカ「北洋銀行カードローン契約規定」

2. 改定内容

改定条文	項目	改定前	改定後のお取り扱い
第5条 (取引期限等)	1	この取引による当座貸越の期限は、契約日の属する月の2年後の応答月の末日とします。ただし、期限までに私または貴行から解約の意思表示がないときは2年間延長するものとし、以後も同様とします。また、契約期間内において貸越極度額の増減があった場合も当初の期限とします。なお、私が満70歳となっていた場合は、期限の延長はしないものとします。	この取引による当座貸越の期限は、 <u>原契約日の属する月の2年後の応答月の末日とします。なお、期限までに私または貴行から解約の意思表示がないときは2年間延長するものとし、以後も同様とします。ただし、2年以内に満70歳の誕生日が到来する場合は、満70歳以降、最初に到来する原契約日の応答月の末日までとします。</u>
	2	この取引の契約期間が満了となったときに、貸越元利金等がある場合は、私は完済に至るまで本規定に基づきそれらを支払うものとします。	同左
	3	貴行が第1項の期限の延長に関する審査等のため資料の提供または報告を求めたとき、私は直ちにこれに応じるものとします。なお、私の財産・収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは貴行からの請求がなくても私は直ちに報告する義務を負うものとします。	同左
	4	貴行所定の再審査基準を満たさない場合、第1項の期限までに本規定に基づき返済するものとします。	同左
	5	この取引は、私が死亡した場合には当然に終了するものとし、その時点において貸越残高がある場合には直ちに返済するものとします。	同左

3. 改定日

2026年7月1日（水）

以上